外国人技能実習制度
で困っていませんか

平成29年11月より新制度がスタートします

主な改正点

- 管理監督体制の強化：監理団体は外部役員又は外部監査人を置き、定期的に外部監査を受ける必要があります
- 優良監理団体の認定：優良基準に適合すると受入期間の延長等が可能です

適正な制度運用を目指して

- 外部監査人の依頼先が分からない
- 定期健康診断の実施は必要？
- 時間外手当等、賃金の払い方のルールって？

外部監査人としての対応や労務管理のご相談は社労士にお任せください

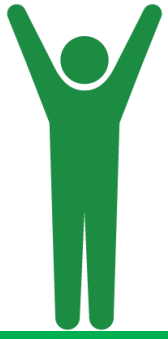

お問合せ先

千葉県社会保険労務士会

TEL：043−223−6002

支えます！　職場の安心　企業の未来

人事･労務管理は社労士にご相談ください！

就業規則･36協定の作成･見直し

社労士は、労働社会保険諸法令の専門家として、法令の改正に対応した就業規則等の作成･見直しをサポートします。

賃金･評価制度の設計、運用

社労士は、豊富な経験に基づき、企業や職場の実情に合わせた賃金･評価制度の設計から運用までをご提案します。

人材の確保･育成･定着

社労士は、人事･労務管理の専門家として、優秀な人材の採用･育成･定着に関するコンサルティングを提供いたします。

職場トラブルの未然防止･円満解決

社労士は、職場トラブルの未然防止を提案します。職場トラブルが紛争になった時は、「特定社労士」が裁判外紛争解決手続(ADR)の代理業務を行います。

※「特定社労士」は紛争解決手続代理業務試験に合格し、連合会の名簿に登録した社労士です。

助成金の手続き

助成金は事業運営の強い味方となりますが、受給するための要件は助成金ごとに異なるため、活用をためらう経営者も多くいらっしゃいます。助成金の受給対象となるかといった相談や、煩雑な申請手続を社労士が行います。

社労士は他にもこのような仕事をします

労働社会保険の手続

労働保険の年度更新や社会保険の算定基礎届は、複雑で手間がかかり、企業にとって大きな負担です。
社労士は、これらの手続を皆様に代わって行います。

年金の相談･手続

年金制度は、制度改正のたびに複雑化しています。
社労士は、わかりやすく説明し、必要に応じ各種手続のお手伝いをします。